

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び霧島市契約規則（平成 17 年霧島市規則第 63 号）第 2 条の規定により公告する。

令和 6 年 12 月 17 日

霧島市長 中重 真一



1 入札に付する事項

- (1) 件名 R6 霧島市立医師会医療センター土壌調査業務委託
- (2) 委託内容 入札説明書のとおり
- (3) 委託期間 令和 7 年 1 月 30 日から令和 7 年 5 月 30 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加できる者は、この公告の日から入札の日（以下「入札日」という。）までにおいて、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関であること。
- (2) 鹿児島県内に本社・本店・支店・営業所を置き、霧島市建設工事等入札参加資格審査要綱（平成 17 年霧島市告示第 36 号）により入札参加資格を有し、「環境調査」の希望を申請していること。
もしくは、霧島市物品調達等に係る指名競争入札等参加資格審査要綱（平成 17 年霧島市告示第 37 号）による入札参加資格を、3 (2) の入札参加資格確認書類の提出日までには有し、「環境調査」の希望を申請していること。
- (3) 霧島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 17 年霧島市告示第 44 号）による指名停止を受けていないこと。もしくは、霧島市物品調達等に係る指名停止要綱（平成 17 年霧島市告示第 38 号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。

(6) 平成 26 年 4 月 1 日から公告日までの間において、国又は地方公共団体が発注した土壌汚染調査業務を元請として履行した、又は履行する予定（契約済み）の者であること。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者および担当技術者を当該業務に配置できること。

なお、主任技術者と担当技術者は兼任できない。

①主任技術者は土壌汚染調査技術管理者の資格を有するものであること。

②配置予定の技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係があるもの。

3 入札参加資格の確認及び結果通知

この入札に参加する者は、次のとおり書類を提出し、2に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

なお、期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

入札説明書による。

(2) 提出期限

令和 7 年 1 月 10 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出場所

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

霧島市役所 建設部 建築住宅課 建築第 1 グループ

(4) 提出方法

持参又は郵送のいずれかによる。

持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝日は除く。）

とし、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限の午後 5 時必着（未着の場合の責任は、参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。）とする。

(5) 確認結果の通知

申請者には、令和 7 年 1 月 17 日（金）までに通知する。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時

令和 7 年 1 月 23 日（木）午前 10 時 00 分から

(2) 入札及び開札の場所

霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

霧島市役所 国分庁舎別館 4 階 4-4 会議室

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった入札金額の100分の5以上の金額を「5入札及び開札の日時及び場所」に記載された日時までに納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付を免除する。

① 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

② 入札に参加しようとする者が過去2か年の間に国（公社及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）。

(2) 契約保証金

契約金額の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、霧島市契約規則第37条の各号のいずれかに該当する場合には契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

6 最低制限価格の設定の有無

最低制限価格は設定しない。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- (4) 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (6) 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (8) 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札
- (9) 入札金額と入札内訳書に記載された金額とが異なる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定方法

- (1) 霧島市契約規則第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が 2 者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

9 契約書の提出

落札者は、落札決定の日から 7 日以内（最終日が霧島市の休日を定める条例（平成 17 年霧島市条例第 2 号）第 1 条第 1 項の規定に定める休日の場合は、その翌日）に契約書の案に記名押印し、提出しなければならない。

提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。

10 その他

- (1) 当該入札又は契約に関して要した費用については、すべて入札参加者及び契約の相手方の負担とする。
- (2) 当該入札の詳細は入札説明書による。